

教務局内規 人事異動に関する規定

1975年 1月15日 制定
1979年 2月11日 改訂
1990年 4月 1日 改訂
2000年 3月20日 改訂
2005年 3月21日 改訂
2014年 3月21日 改訂

(目的)

第1条 この規定は、日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）の教職者の資格審査、招聘及び転任等を円滑に行なうことを目的とする。

第2条 この目的のため、責任役員会のもとにある教務局に、代表役員及び受按牧師4名によって教務委員会を設置する。

(外部からの教団への招聘)

第3条 教団は外部から教職者を「教師」または「伝道師」として招聘する時、1年を限度として招聘し、それ以降の働きの継続については、正教師資格審査に合格するまでは教務委員会の指導のもとにある。

(正教師資格審査)

第4条 教団が招聘した教職者の資格認定のために、教務委員会は、就任後満3年以前にその教職者と話し合いの機会を設け、その教職者は自らの働きについて報告する。その際、その教職者は試験と教務委員会の審査を経て、「伝道師」は「教師」となり、「教師」は按手礼式を行ない、「正教師」となることができる。

ただし、当教団以外での実務経験を持つ伝道師の教師資格審査開始までの必要年限を短縮する場合には、その実務を経験した所属団体、出身教会牧師あるいは出身神学校の指導教師等の推薦を得るものとする。

(異動)

第5条 教職者が転任を希望する場合は教務委員会に書面をもって申し出ることができる。

第6条 各個教会が、その担任教職者の異動を希望する場合、教会役員会はその担任教職者と話し合った上で、書面をもって教務局長に申し出ることができる。

第7条 教団内の教会の必要や、新しい開拓伝道への道が開かれている場合、教務委員会

は適任だと考える教職者及び教会に異動を要請することがある。

第8条 教職者の異動に関しては、教務委員会がこれを取り扱うが、あくまで信仰と良心の自由による当事者の意志を優先する。ただし、十分な協議を経てなお合意に達しない場合は、代表役員の裁定にゆだねる。

(教会による教職者の招聘)

第9条 教会が教職者を招聘しようとする場合、教会は「招聘委員会」を設けてこれに当たる。その際、教務委員会に相談または仲介を依頼することができる。

(制定、改廃)

第10条 この規定は教務委員会が発議し、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃されるものとする。

2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。